

細菌性髄膜炎から乳幼児を守るワクチンの定期接種化を求める意見書

細菌性髄膜炎は国内で5歳未満乳幼児の発症数が年間約600名以上、そのうち約5%が死亡、また約20%が脳や手足などに後遺症が残るとの報告もあり、怖い病気である。また初期症状は発熱など風邪に症状が似ているため、早期の診断が困難であることから、対処法としてワクチンによる予防が有効な手段である。

細菌性髄膜炎の主な原因となるインフルエンザ菌b型（ヒブ）と肺炎球菌（七価）は国が安全性を認めたワクチンが承認されており、ヒブワクチンはすでに任意接種ができ、肺炎球菌ワクチンは一般販売が予定されているところである。

しかし、ヒブワクチンの接種費用が高価であることから接種を控えるところもあり、全国的な普及が遅れている。ヒブワクチンと肺炎球菌（七価）ワクチンの定期接種化が実現することですべての乳幼児に接種が可能となる。

よって、国におかれては速やかにヒブ及び肺炎球菌による細菌性髄膜炎を予防接種法による定期接種対象疾患（一類疾病）に位置づけることを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月11日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
国家戦略担当大臣	菅直人様
財務大臣	藤井裕久様
厚生労働大臣	長妻昭様